

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局結核感染症課

臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査
のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修の実施について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、先般、「感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための研修の実施について」（令和2年5月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、

- ・ 歯科医師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修
- ・ 臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において採取した検体の検査手技の研修

の積極的な実施をお願いしたところである。

臨床検査技師による検体採取については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）等により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成27年4月1日から実施できることとなった。また、同法附則第32条第1項の規定により、同日において現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないこととされており、各自が必要に応じて受講することとしているところ、当該指定研修の受講修了者は現在6万人弱に留まり、検査センターや医育機関等の従事者、検体採取を担当業務として行わない者等、個別理由により受講していない臨床検査技師が相当数いるものと推測される。

今般、今後の感染拡大を想定したPCR検査体制の早急な強化に向けて、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を実施可能な臨床検査技師を増員するため、特段の理由により指定研修を受講していない者を

対象として、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修を実施し、当該研修の受講・修了により、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を特例的に実施可能とすることとし、下記のとおり整理するとともに、留意事項等を取りまとめた。

ついては、上記の臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修を感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の活用により、地域の臨床検査技師会に対する研修の委託により、可能な限り、都道府県等において実施をお願いする。

なお、本研修の実施に当たっては、各都道府県臨床検査技師会に実施における協力が得られることとなっており、あらかじめ後掲の問い合わせ先に連絡されたい。

記

第一 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修に関する留意事項

- 1 改正法附則第32条第1項の規定により、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、指定研修を受けなければならないこととされているところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への体制強化のため、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修を受講・修了した臨床検査技師において、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を特例的に実施可能とする。
- 2 本研修は新型コロナウイルス感染症対策としての検査体制の整備を目的としたものであり、指定研修に比べて、内容や所要時間を限定しているため、上記1に基づいて、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後、検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。
- 3 本研修の実施を終了する時期については、新型コロナウイルス感染症の収束状況に鑑み、本事務連絡を廃止する旨の事務連絡を改めて発出することとする。

第二 研修の実施に当たる問い合わせ先

問い合わせ先：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

※ なお、実施する場合の具体的な研修方法等については、別添のとおりとりまとめているため、参考にされたい。

臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした
P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について

第1 研修会の開催方法、実施主体

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」という。)及び都道府県臨床(衛生)検査技師会(以下「地臨技」という。)が協力して、都道府県(保健所設置市及び特別区を含む)が表記の研修を実施する場合に、表記の研修は、(1)検体採取の基礎研修及び(2)実地研修により開催し、(1)検体採取の基礎研修については日臨技が実施主体に、(2)実地研修(実技指導)については、都道府県が実施主体となり、開催するものとする。

ただし、(2)の研修については、都道府県等の委託を受け、当該地臨技が業務の全部または一部を受託することができる。

第2 受講対象者

都道府県又は医療機関等において、新型コロナウイルス感染症対策としてP C R 検査のために必要な検体採取の要員を確保し、体制を整備及び充実するために本研修の受講が望ましいと判断した臨床検査技師で、日臨技が実施している「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の未受講者。

ただし、平成28年以降、大学及び養成校等に入学し、臨床検査技師免許を取得した者は新カリキュラムにおいて修得しているため、本研修及び上記指定研修の受講は必要ない。

なお、本研修は新型コロナウイルス感染症対策としての検査体制の整備を目的としたものであり、指定研修に比べて、内容や所要時間を限定しているため、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後、検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。

第3 開催方法、開催時期

(1) 検体採取の基礎研修

開催方法:Webを活用したオンラインによる基礎研修

開催時期:令和2年6月以降に開始実施予定、日臨技ホームページ(URL:
//www.jamt.or.jp/)に掲載し、日臨技ホームページ上で常時配信、聴講可能とする。

(2) 実地研修(実技指導)

検体採取の基礎研修の受講修了者を対象として都道府県等が順次開催する。

第4 研修の内容、実施方法

(1) 検体採取の基礎研修

〈カリキュラム〉

科目	所要時間	内容
研修会の趣旨説明	30 分	オリエンテーション
新型コロナウイルス感染症とは	40 分	・ 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識 ・ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
検体採取の基礎	100 分	・ 鼻腔咽頭からの検体採取の基礎
検体採取の方法	10 分	・ 正しい PPE 着脱ならびに検体採取の方法

(2) 実地研修（実技指導）

① 実施方法

WEB による検体採取の基礎研修を修了した者は、都道府県等が定める日時場所において、関係団体との密な連携のもと、実地研修(実技指導)を実施。

② 実技指導（20 分程度）（例）

都道府県等において、オンライン研修を踏まえた研修案を策定するが、指導例の一例を記載する。

ア 自施設において実技指導を受けることができる者

実際に自施設において検体採取を行っている者から実技指導（OJT）を受ける。この場合は指導終了後に、自施設の施設長による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉

- ・ 鼻腔からの検体採取の実際
- ・ 咽頭からの検体採取の実際
- ・ 個人防護具の着脱方法
- ・ その他

イ 自施設において実技指導を受けることができない者

都道府県等が定める方法にて、検体採取を行っている者から実技指導（OJT）を受ける。この場合は指導終了後に、都道府県等の担当課等による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉 ア 自施設において実技指導を受けることができる者に倣う。

第5 受講申込

- (1) 検体採取の基礎研修の受講申し込みは、日臨技ホームページの「検体採取の基礎研修会」の専用ページから行う。
- (2) 実地研修は、都道府県等が定める方法で行う。